

特記仕様書

1)【適用範囲】

本特記仕様書は「五ヶ庄 221 号線通学路安全対策工事」(以下「本工事」という)に適用する。

2)【総則】

本工事は本特記仕様書、工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)によるほか、(宇治市)「土木工事共通仕様書(案)」(宇治市ホームページ掲示)(以下「共通仕様書」という。)
「土木工事施工管理基準」(宇治市ホームページ掲示)
(近畿地方整備局)「土木工事共通仕様書(案)」「土木工事施工管理基準」
「土木請負工事必携」
(京都府)「土木工事共通仕様書(案)」「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」
に基づき施工すること。

3)【中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更】

- 1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要になる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3) 受注者は、別途調達経費に掛かる証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

4)【工事の着手及び完了】

(着工日の定義)

工事に着手する日(着工日)とは、現場事務所の設置(工事区域に設置する場合のみ)、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地に於いて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影などの行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

(始期日)

本工事については、契約後速やかに着手すること。

5)【工事材料の確認】

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書(様式 15-1)」によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

6)【工事材料の品質】

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち、下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して、確認した資料を事前に監督職員に提出し、材料の確認を受けなければならない。

名 称	規 格	備 考
路面標示用塗料溶融式	JIS K 5665:2018 3 種 1 号	

その他	必要なもの	
-----	-------	--

7)【監督職員による検査(確認を含む)及び立会等】

(段階確認・立会確認)

受注者は、「土木工事共通仕様書」及び下記の工種、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認(立会確認)を受けなければならない。段階確認は「段階確認書」(様式 16-1)、立会確認は「立会確認書」(様式 17-1)によるものとする。

また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階(確認時期)
区画線工 (各幅)	厚み 出来形(幅)	完了後
その他	必要なもの	

8)【施工管理】

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、「品質管理基準及び規格値(京都府)」によるものとする。

(写真管理)

写真管理については、宇治市写真管理基準(案)によるものとする。

(規格値)

出来形の規格値は、「品質管理基準及び規格値(京都府)」によるものとする。また、設計値と実測値が対比できる書類、及び写真を提出すること。

9)【部分使用】

(部分使用)

現道工事において、工事の手順上、道路を開放および供用開始する場合、受注者が工事目的物(区画線)の部分使用を承諾したものとみなす。

10)【環境対策】

(仮設トイレについて)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するように努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

(公害対策)

- 1) 本工事の施工については、通常の施工方法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。公害等に関連するとみなされる工種と標準工法は、下表のとおりとする。
- 2) 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(環境等の保全)

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
- 3) 調整池(沈砂池)の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。

- 4) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分の調整の上、工事を実施すること。

11)【交通安全管理】

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導警備員を4人(昼間)計上しているが、道路管理者及び関係機関との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通規制)

本工事は片側交互通行規制を予定している。

なお、現場状況及び関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

(道路占用について)

- 1) 安全施設類等設置計画に基づき車両・資材・材料等は当日施工に必要な最小限にとどめ道路占用するものとし、歩行者・自転車の通行に支障がないように占用位置を定め、安全施設類にて対策を施すこと。
- 2) 工事車両、資材、材料及び建設機械については、道路使用許可時間外は道路上に占用放置してはならない。

(施工時における第三者通行の安全確保)

- 1) 仮設通路は車両の通行を確保するとともに、歩行者が安全に通行できるよう歩行者通路を明確にする構造とする。
- 2) 当該箇所は南部小学校の通学路であり、第三者の通行が頻繁に発生することが予想されるため、十分な安全対策を講じること。

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

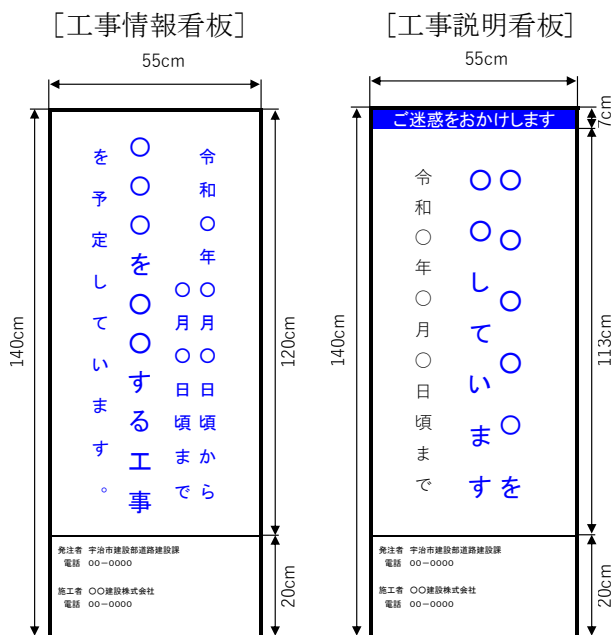
工事内容：通学路の安全対策工事を行っています
工事種別：道路維持工事

(標示板の記載例)

[工事表示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none">・ 工事区間の起終点に設置する。・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none">・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。・ 工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。・ 線の余白は2cm。線線の太さは1cm。区画線の太さは0.5cmとする。・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。



設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないように、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

（安全施設類）

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画(交通誘導員配置計画を含む)を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

（道路交通法第 80 条による協議書の掲示について）

本工事における道路使用については道路交通法第 80 条による協議書の内容をよく理解し、規制方法・作業時間・交通誘導員や保安施設の配置方法は協議書の内容に遵守すること。なお、請負者は作業中に協議書の写しを掲示し、警察や第三者から提示を求められた場合は従わなければならない。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の第 34 条「工事中の安全確保」の 10 から 12 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書(第 51 条)(※除草等委託契約書(第 25 条))
- ・建設業法遵守ガイドライン(令和 4 年 8 月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成 3 年 2 月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構)

12)【施工時期及び施工時間の変更】

(施工時間)

本工事の作業時間帯は、(昼間)9 時 00 分から 17 時 00 分とし作業時間を厳守すること。ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

13)【提出書類】

(施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(納品書・納入書・出荷証明書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書・出荷証明書等の原本、若しくはその写しを提出し、発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
交通誘導警備員		

14)【その他】

(主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

① 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでに期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

② 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修(改造)命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修(改造)の完成を確認した日とする。

(指名停止要領 10 条の遵守について)

受注者は宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全部若しくは一部を下請け、受託させてはならない。

(施工計画書の携行)

受注者は、本工事における施工内容を理解したうえ施工計画書作成し、現場での作業中は施工計画書を常に携帯し、第三者から提示を求められた場合は従わなければならない。

(工事現場の現場環境改善)

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り、適正に工事を実施すること。現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め提出すること。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を監督職員に提出すること。

(工事現場の創意工夫)

工事現場の創意工夫については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め提出すること。また、工事完了時には、創意工夫の実施写真を監督職員に提出すること。

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識(シール)の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間(着工から目的物引渡し予定日)とする。

なお、保険金額は、受注金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。工事完了時の復元については監督職員と協議のうえ、決定すること。

(街区基準点について)

街区基準点が施工にあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。施工に伴い撤去となる場合は、建設総務課に「公共基準点等(一時撤去・移転)承認申請書」を提出し、承認を得ること。

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(ウィークリースタンス)

本工事(業務)はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。
- (2) 休日の前日(金曜日等)に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。(適正な期限日を設定する。)
- (6) 打合せは WEB 会議(ビデオ会議)も活用する。
- (7) 前号のほか、工事(業務)の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事(業務)の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。